

令和6年3月12日
(電子提供措置の開始日令和6年3月6日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
新丸の内ビルディング
株 式 会 社 K i p s
代 表 取 締 役 國 本 行 彦

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、電子提供措置をとっており、その内容であります電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト「第18回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト<https://www.kips.co.jp/ir#ir>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和6年3月26日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和6年3月27日(水曜日) 午前11時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング10F
EGG The M Cube 会議室Right
3. 目的事項
報告事項 第18期(自令和5年1月1日至令和5年12月31日)
事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第18期(自令和5年1月1日至令和5年12月31日)計算書類承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 自己株式取得の件
4. 招集にあたっての決定事項
ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以 上

~~~~~

- ・当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供制度措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・新型コロナウイルスの感染が広がっております。本総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

## 事業報告

（自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日）

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

令和5年度の国内新規上場会社数は96社（TOKYO PRO Marketを除く、当社調べ）となり、前年より小幅に増加しました。市場別には、昨年同様、高い成長可能性が期待される東証グロース市場への上場が多く見られました。

このような状況下、当社はイベント事業、メディア事業によって全国の個性溢れる起業家の発掘に努める一方、当社及び当社が運営するファンドから、既存投資先への追加投資を含めベンチャー投資6社（117,748千円）を実行いたしました。

一方で、当社及び投資事業有限責任組合が保有する営業投資有価証券の売却を2社行いました。

この結果、当事業年度の売上高120,575千円（前事業年度比16.6%減）、経常利益14,491千円（前事業年度は48,393千円の経常損失）、当期純利益は14,187千円（前事業年度は61,642千円の当期純損失）となりました。

#### (部門別売上高)

| 部門別          | 売上高<br>(千円) | 構成比<br>(%) |
|--------------|-------------|------------|
| アドバイザー事業収入   | 9,092       | 7.5        |
| メディア事業収入     | 4,072       | 3.4        |
| イベント事業収入     | 39,883      | 33.1       |
| 投資事業収入       | 50,035      | 41.5       |
| 投資事業組合管理事業収入 | 17,491      | 14.5       |
| 合計           | 120,575     | 100.0      |

(注) 構成比は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

#### ① アドバイザー事業

当事業年度末のファイナンス・アドバイザー契約先は7件（前事業年度は7件）と推移し、コンサルティング手数料を計上した結果、部門売上高は9,092千円（前事業年度比29.0%減）となりました。

#### ② メディア事業

当事業年度の月刊情報誌「THE INDEPENDENTS」の広告掲載及び記事制作に関する売上は、広告出稿を継続的に行った結果、部門売上高は4,072千円（同30.0%減）となりました。

#### ③ イベント事業

特定非営利活動法人インデペンツクラブ主催の事業計画発表会に加え、自治体や事業会社のベンチャー支援に関するイベント企画運営を行っておりますが、年間を通じ事業計画発表会を行い、自治体向けのイベント等を受注した結果、部門売上高は39,883千円（同50.3%増）となりました。

④ 投資事業

営業投資有価証券の売却及び投資先からの配当収入等により、部門売上高は50,035千円(同30.7%減)となりました。

⑤ 投資事業組合管理事業

The Independents Angel 投資事業有限責任組合等からの管理報酬により、部門売上高は17,491千円(同35.9%減)となりました。

(2)設備投資の状況

該当事項はありません。

(3)資金調達の状況

当事業年度中に実施した資金調達状況は以下のとおりであります。

①新株発行による資金調達

該当事項はありません。

②借入による資金調達

| 借入先        | 借入日付       | 調達金額(千円) |
|------------|------------|----------|
| 日本証券金融株式会社 | 令和5年10月21日 | 100,000  |

(4)他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5)対処すべき課題

「全国の個性溢れる起業家を発掘し、一人でも多くの人と一緒に、1社でも多くの公開会社を育てる」という当社の理念を実現するため、当社はベンチャー投資活動を今後も進めてまいります。そのための資金調達の多様化及び社内体制の強化が課題となっております。

株主の皆様におかれましては、一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別                        | 第 15 期<br>(令和2年 12 月期) | 第 16 期<br>(令和3年 12 月期) | 第 17 期<br>(令和4年 12 月期) | 第 18 期<br>(令和5年 12 月期)<br>(当事業年度) |
|----------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売上高(千円)                          | 119,295                | 143,327                | 144,620                | 120,575                           |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)            | 7,331                  | △41,128                | △48,393                | 14,491                            |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(千円)          | 3,309                  | 253,945                | △61,642                | 14,187                            |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円) | 0.83                   | 63.96                  | △15.65                 | 3.60                              |
| 総資産(千円)                          | 1,366,446              | 1,189,835              | 780,586                | 942,253                           |
| 純資産(千円)                          | 874,848                | 778,936                | 571,362                | 685,567                           |
| 1株当たり純資産額(円)                     | 218.79                 | 197.77                 | 145.07                 | 174.06                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号令和2年 3 月 31 日)等を第 17 期の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

(7)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

| 名称                                        | 住所          | 資本金又は<br>出資金総額<br>(千円) | 当社の<br>出資比率<br>(%)           | 主要な<br>事業内容 |
|-------------------------------------------|-------------|------------------------|------------------------------|-------------|
| The Independents<br>Angel 投資事業<br>有限責任組合  | 東京都<br>千代田区 | 332,151                | 52.2<br>(うち間接保有<br>2.2%)(注)1 | 投資事業組合管理事業  |
| The Independents<br>Angel2号投資事業<br>有限責任組合 | 東京都<br>千代田区 | 239,920                | 82.1                         | 投資事業組合管理事業  |
| KE 投資事業<br>有限責任組合                         | 東京都<br>千代田区 | 32,000                 | 3.1(注)2                      | 投資事業組合管理事業  |
| 有限責任事業組合<br>Kips パートナーズ                   | 東京都<br>千代田区 | 7,548                  | 80.0                         | 投資事業組合管理事業  |

- (注) 1. 有限責任事業組合 Kips パートナーズを通じての間接所有となっております。
2. KE 投資事業有限責任組合は、無限責任組合員として出資しているため、当社の子会社であります。

(8)主要な事業内容

- ①アドバイザー事業
- ②メディア事業
- ③イベント事業
- ④投資事業
- ⑤投資事業組合管理事業

(9) 主要な営業所

本店: 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング

(10) 従業員の状況

| 区分 | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----|------|--------|-------|--------|
| 合計 | 4名   | 2名増    | 50.3歳 | 5年5ヶ月  |

(注) 従業員数には、臨時従業員(パートタイマー、インターン)3名は含まれておりません。

(11) 主要な借入先の状況

| 借入先        | 借入金残高(千円) |
|------------|-----------|
| 日本証券金融株式会社 | 100,000   |

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、令和6年1月25日開催の臨時株主総会において、TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請の件が承認され、令和6年2月26日に上場廃止となりました。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000 株  
(2) 発行済株式の総数 3,998,600 株(自己株式 60,000 株含む)  
(3) 当事業年度末の株主数 44 名  
(4) 大株主

| 株主名             | 持株数(株)    | 持株比率(%) |
|-----------------|-----------|---------|
| 國本 行彦           | 2,730,600 | 69.33   |
| 國本 政子           | 600,000   | 15.23   |
| 國本 優子           | 239,000   | 6.07    |
| 朝日 義明           | 33,000    | 0.84    |
| 株式会社AGSコンサルティング | 30,000    | 0.76    |
| 林 高史            | 23,000    | 0.58    |
| 奥村 元子           | 20,000    | 0.51    |
| 重松 宗久           | 20,000    | 0.51    |
| 株式会社エナテック       | 20,000    | 0.51    |
| 吉崎 浩一郎          | 15,000    | 0.38    |

(注) 1. 当社は、自己株式を 60,000 株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成31年3月18日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 450 個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 45,000 株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使時の払込金額 1 株につき 200 円
- ・新株予約権の行使期間 令和3年3月19日から令和13年3月18日まで
- ・新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

ロ. 新株予約権の相続はこれを認めない。

ハ. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- ・当社役員の保有状況 取締役 2名 350 個(35,000 株)

#### (2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名   | 地位           | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                         |
|------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 國本行彦 | 代表取締役        | イベント・メディア部門担当<br>特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ<br>理事<br>株式会社ラクス 社外取締役                                                                                         |
| 林高史  | 取締役<br>(非常勤) | 管理部門担当<br>林公認会計士事務所 代表<br>日邦産業株式会社 社外取締役(監査等委員)<br>日本ホスピスホールディングス株式会社<br>社外監査役<br>日本ブラスト株式会社 社外取締役                                                   |
| 松本直人 | 取締役<br>(非常勤) | ベンチャーファイナンス部門担当<br>株式会社 ABAKAM 代表取締役<br>株式会社神戸大学キャピタル取締役<br>株式会社デジアラホールディングス社外取締役<br>株式会社スマートバリュー社外取締役<br>株式会社フィル・カンパニー社外取締役(監査等委員)<br>株式会社ココペリ社外取締役 |
| 市橋景子 | 取締役<br>(非常勤) | 弁護士法人内田・鮫島法律事務所 弁護士                                                                                                                                  |
| 伊藤浩平 | 監査役<br>(非常勤) | 伊藤浩平公認会計士事務所 代表                                                                                                                                      |

- (注) 1. 取締役市橋景子氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役伊藤浩平氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役林高史氏及び監査役伊藤浩平氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 取締役市橋景子氏は、弁護士の資格を有しております。

##### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 退任時の会社における地位 | 氏名   | 退任時の担当及び重要な兼職の状況                                                         | 退任日        |
|--------------|------|--------------------------------------------------------------------------|------------|
| 取締役          | 小原靖明 | コンサルティング部門担当<br>株式会社 AGSコンサルティング顧問<br>Safe Approach Medical株式会社<br>社外取締役 | 令和5年3月17日  |
| 取締役          | 朝日義明 | マクニカホールディングス株式会社<br>社外監査役<br>日本エス・エイチ・エル株式会社<br>社外取締役(監査等委員)             | 令和5年3月17日  |
| 取締役          | 高田諭  | イベント・メディア部門担当                                                            | 令和5年12月27日 |
| 監査役          | 朝日義明 | マクニカホールディングス株式会社<br>社外監査役<br>日本エス・エイチ・エル株式会社<br>社外取締役(監査等委員)             | 令和5年12月27日 |

- (注) 1. 取締役小原靖明氏、取締役朝日義明氏は、令和5年3月17日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。  
 2. 取締役高田諭氏、監査役朝日義明氏は、辞任による退任であります。

##### (3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の金額は、令和3年3月24日開催の第15回定時株主総会において、年額100,000千円以内(うち社外取締役年額20,000千円以内)と決議いただいております。

また、金銭報酬とは別枠で、令和3年3月24日開催の第15回定時株主総会において、株式報酬の額を年額20,000千円以内(うち社外取締役は4,000千円以内)、株式数の上限を年80千株以内(うち社外取締役16千株以内)と決議しております。

監査役の金銭報酬の額は、令和3年3月24日開催の第15回定時株主総会において年額6,000千円以内と決議しております。

また、金銭報酬とは別枠で、令和3年3月24日開催の第15回定時株主総会において、株式報酬の額を年額6,000千円以内、株式数の上限を年24千株以内と決議しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別総額(千円)     |        | 対象となる役員<br>の員数 |
|------------------|-------------------|-------------------|--------|----------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 非金銭報酬等 |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 19,650<br>(1,200) | 19,650<br>(1,200) | —      | 7名<br>(2名)     |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 2,100<br>(1,200)  | 2,100<br>(1,200)  | —      | 2名<br>(1名)     |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 21,750<br>(2,400) | 21,750<br>(2,400) | —      | 9名<br>(3名)     |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上表には、令和5年3月17日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。  
3. 当事業年度末における取締役は5名、監査役は1名であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

| 区分  | 氏名   | 主な活動状況              | 兼職先と当社との関係                                                 |
|-----|------|---------------------|------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 市橋景子 | 弁護士法人内田・鮫島法律事務所 弁護士 | 当社と兼職先とは法律顧問契約を締結しておりますが、その報酬金額は兼職先の売上高及び当社売上高の各1%未満であります。 |
| 監査役 | 伊藤浩平 | 伊藤浩平公認会計士事務所 代表     | 当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。                                   |



②当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名   | 主な活動状況                                                                |
|-----|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 朝日義明 | 当事業年度開催の取締役会には、3回中3回出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし経営全般にわたり、適宜発言を行っております。 |
| 取締役 | 市橋景子 | 当事業年度開催の取締役会には、9回中9回出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし経営全般にわたり、適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 伊藤浩平 | 当事業年度開催の取締役会には、12回中12回出席し、主に公認会計士として専門的見地から、適宜発言を行っております。             |

(注)取締役朝日義明氏につきましては、令和5年3月17日の辞任までの状況、取締役市橋景子氏につきましては、令和5年3月17日就任後の状況を記載しております。

③社外役員が果たすことが期待されている役割に関して行った職務の概要

| 氏名   | 主な活動状況                                                                                        |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市橋景子 | 弁護士として企業法務に携わっており、高度な専門的知識を有していることから、その経験と見識に基づいた発言を適宜行っており、適切な意見を表明しております。                   |
| 伊藤浩平 | 公認会計士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っており、経営の監督や取締役会の機能を強化する役割を果たしています。 |

5. 会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

以上

## 貸借対照表

(令和5年12月31日現在)

(単位:千円)

| 資産の部          |                  | 負債の部              |                  |
|---------------|------------------|-------------------|------------------|
| 科目            | 金額               | 科目                | 金額               |
| <b>【流動資産】</b> | <b>【542,868】</b> | <b>【流動負債】</b>     | <b>【110,582】</b> |
| 現金及び預金        | 95,489           | 短期借入金             | 100,000          |
| 売掛金           | 3,672            | 未払金               | 7,021            |
| 契約資産          | 6,666            | 預り金               | 2,653            |
| 営業投資有価証券      | 465,084          | 未払法人税等            | 90               |
| 投資損失引当金       | △32,046          | 未払消費税等            | 817              |
| 立替金           | 666              |                   |                  |
| 前払費用          | 889              |                   |                  |
| 未収収益          | 46               | <b>【固定負債】</b>     | <b>【146,103】</b> |
| 短期貸付金         | 5,000            | 長期預り金             | 2,657            |
| 貸倒引当金         | △2,600           | 繰延税金負債            | 143,445          |
|               |                  | 負債の部合計            | 256,685          |
| <b>【固定資産】</b> | <b>【399,384】</b> | <b>純資産の部</b>      |                  |
| (投資その他の資産)    | (399,384)        | <b>【株主資本】</b>     | <b>【389,970】</b> |
| 投資有価証券        | 393,584          | 資本金               | 62,355           |
| ゴルフ会員権        | 5,040            | 資本剰余金             | 24,000           |
| 差入保証金         | 650              | 資本準備金             | 24,000           |
| 出資金           | 110              | 利益剰余金             | 328,863          |
|               |                  | 利益準備金             | 609              |
|               |                  | その他利益剰余金          | 328,253          |
|               |                  | 繰越利益剰余金           | 328,253          |
|               |                  | 自己株式              | △15,000          |
|               |                  | <b>【評価・換算差額等】</b> | <b>【285,348】</b> |
|               |                  | その他有価証券評価差額金      | 285,348          |
|               |                  | 純資産の部合計           | 685,567          |
| <b>資産の部合計</b> | <b>942,253</b>   | <b>負債・純資産合計</b>   | <b>942,253</b>   |

## 損益計算書

(自 令和5年1月1日 )  
(至 令和5年12月31日 )

(単位:千円)

| 科 目          | 金 額   |         |
|--------------|-------|---------|
| 【売上高】        |       | 120,575 |
| 【売上原価】       |       | 30,532  |
| 売上総利益        |       | 90,043  |
| 【販売費及び一般管理費】 |       | 73,209  |
| 営業利益         |       | 16,834  |
| 【営業外収益】      |       |         |
| 受取利息         | 69    |         |
| 受取配当金        | 299   |         |
| 雑収入          | 280   | 648     |
| 【営業外費用】      |       |         |
| 支払利息         | 2,991 | 2,991   |
| 経常利益         |       | 14,491  |
| 税引前当期純利益     |       | 14,491  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 304   | 304     |
| 当期純利益        |       | 14,187  |

## 株主資本等変動計算書

(自 令和5年1月1日 )  
(至 令和5年12月31日 )

(単位:千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |              |                                 |              |         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|---------------------------------|--------------|---------|---------|----------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金    |                                 |              |         |         |                |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準 備 金 | その他利益<br>剰 余 金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |         |                |
| 当 期 首 残 高               | 62,355  | 24,000    | 24,000       | 609          | 318,004                         | 318,614      | △15,000 | 389,970 |                |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |              |                                 |              |         |         |                |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |              |              | △3,938                          | △3,938       |         | △3,938  |                |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              |              | 14,187                          | 14,187       |         | 14,187  |                |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |              |              |                                 |              |         |         |                |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |              |              |                                 |              |         |         |                |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -         | -            | -            | 10,248                          | 10,248       | -       | 10,248  |                |
| 当 期 末 残 高               | 62,355  | 24,000    | 24,000       | 609          | 328,253                         | 328,863      | △15,000 | 400,218 |                |

|                         | 評価・換算差額等          |            | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-------------------|------------|-----------|
|                         | その他の有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 181,392           | 181,392    | 571,362   |
| 当 期 変 動 額               |                   |            |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                   |            | △3,938    |
| 当 期 純 利 益               |                   |            | 14,187    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                   |            |           |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | 103,956           | 103,956    | 103,956   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 103,956           | 103,956    | 114,204   |
| 当 期 末 残 高               | 285,348           | 285,348    | 685,567   |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない

株式等以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定率法

②無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

①投資損失引当金……………当事業年度末現在に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先企業の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

②貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①IPO コンサルティング収入は、ベンチャー企業に対し、新規上場を目指す顧客へのアドバイザーを提供するもので、主に一定期間にわたり提供するサービスであるため、主として契約期間にわたり収益を認識しております。

②ファイナンス支援収入は、ベンチャー企業に対し、資本政策に関する助言(第三者割当増資又は株式移動に関する引受先の紹介及びアドバイス、並びに資本業務提携先、株式譲渡先又は事業の売却先に関するアドバイス)を提供するもので、主に一定期間にわたり提供するサービスであるため、主として契約期間にわたり収益を認識しております。

③イベント収入は、主に特定非営利活動法人インデペンツクラブ主催の事業計画発表会及び自治体や事業会社のベンチャー企業支援に関するイベント開催回数に応じて得られる収入であり、顧客に対してこれらのイベントを実施する義務を負っております。当該履行義務は各イベントの実施完了をもって充足され、収益を認識しております。

また、イベント開催までに複数の履行義務がある取引の場合は、イベント開催に向けた準備、補助活動が概ね期間の経過とともに進捗し、それに伴って応分の履行義務を果たした状況となるため、期間按分にて収益を認識しております。

④雑誌広告掲載収入は、当社が発行する月刊情報誌「THE INDEPENDENTS」において広告掲載役務を提供するもので、広告掲載期間にわたり履行義務が充足されることから、広告掲載期間にわたり収益を認識しております。

## (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

### ① 投資事業組合への

出資金に係る会計処理……当社が管理・運営する投資事業組合への出資金に係る会計処理は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、組合の資産、負債、収益及び費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

また、当社が管理・運営していない投資事業有限責任組合への出資金に係る会計処理は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## 2. 会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### i 担保に供している資産

|        |            |
|--------|------------|
| 投資有価証券 | 391,875 千円 |
| 計      | 391,875 千円 |

#### ii 担保に係る債務

|       |            |
|-------|------------|
| 短期借入金 | 100,000 千円 |
| 計     | 100,000 千円 |

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高 売上高 29,531 千円

## 5. 株主資本等変動計算書に係る注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数  | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数   |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 3,998,600 株 | —          | —          | 3,998,600 株 |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式  | 60,000 株   | —          | —          | 60,000 株  |

### (3)配当に関する事項

#### ①配当支払金額

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日         |
|---------------------|-------|----------------|---------------------|----------------|---------------|
| 令和5年3月17日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 3,938          | 1                   | 令和4年<br>12月31日 | 令和5年<br>3月20日 |

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額であります。

## 7. 金融商品に関する注記

(金融商品の状況に関する事項)

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については増資又は銀行借入等による方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。そのため、管理部において、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業投資有価証券は、主に株式及び社債であります。ベンチャーファイナンスの特質上、そのほとんどが未上場の株式及び社債であります。そのため、市場価格がなく、売却時期が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難であります。しかし、投資段階において投資委員会による事前審査を行うとともに、投資先の信用リスク、財務状況等を継続的にモニタリングしており、定期的に投資先の財務状況等を把握しております。また半期ごとに投資先企業の実情を勘案の上、評価基準に基づき評価を行い、必要に応じて償却処理又は投資損失引当金を計上しております。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されているため、定期的に時価や財務状況等を把握しており、一方、非上場株式についても定期的に投資家の実情を勘案の上、評価基準に基づき評価を行っております。

営業債務である未払金等は、おおむね3ヶ月以内の支払期限であり、借入金は運転資金を目的としたものであります。これらは、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)をとともないますが、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

### (2)金融商品の時価等に関する事項

令和5年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(貸借対照表計上額 413,517千円)は含まれておりません((注)3をご参照ください)。

当事業年度（令和5年12月31日）

|             | 貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）  | 差額（千円） |
|-------------|------------------|---------|--------|
| 営業投資有価証券    | 53,277           | 53,277  | —      |
| 投資有価証券      | 391,875          | 391,875 | —      |
| 資産計         | 445,152          | 445,152 | —      |
| 該当事項はありません。 | —                | —       | —      |
| 負債計         | —                | —       | —      |

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 「売掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 3. 市場価格のない株式等は、営業投資有価証券及び投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分              | 当事業年度（千円） |
|-----------------|-----------|
| 非上場株式           | 404,035   |
| 投資事業有限責任組合への出資金 | 9,481     |

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。



①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
当事業年度（令和5年12月31日）

| 区分          | 時価（千円）  |      |       |         |
|-------------|---------|------|-------|---------|
|             | レベル1    | レベル2 | レベル3  | 合計      |
| 営業投資有価証券    |         |      |       |         |
| その他有価証券     |         |      |       |         |
| 株式          | 46,230  | —    | —     | 46,230  |
| 債券          | —       | —    | 7,047 | 7,047   |
| 投資有価証券      |         |      |       |         |
| その他有価証券     |         |      |       |         |
| 株式          | 391,875 | —    | —     | 391,875 |
| 資産計         | 438,105 | —    | 7,047 | 445,152 |
| 該当事項はありません。 | —       | —    | —     | —       |
| 負債計         | —       | —    | —     | —       |

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
当事業年度（令和5年12月31日）

該当事項はありません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
営業投資有価証券

・その他有価証券

その他有価証券のうち上場株式は、取引所の価格を用いて評価しております。  
上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類  
しております。

その他有価証券のうち市場価格のない債券は、純資産価値に基づく評価技法等  
を用いて公正価値を測定しており、レベル3に分類しております。

投資有価証券

・その他有価証券

その他有価証券のうち上場株式は、取引所の価格を用いて評価しております。  
上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類  
しております。

(注2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

ア. 期首残高から期末残高への調整表

(単位：千円)

|                 | 営業投資有価証券 |
|-----------------|----------|
| 期首残高            | 7,047    |
| 当期の損益又はその他の包括利益 | —        |
| 取得              | —        |
| 売却              | —        |
| 期末残高            | 7,047    |

イ. 時価の評価プロセスの説明

当社はレベル3に区分される市場価格のない債券の時価の算定の評価プロセスに関して、経理部門責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、経理担当者が半期ごとに時価を算定しております。

ウ. 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

観察できないインプットの変動による影響額に重要性はありません。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類  | 会社等の名称又は氏名                          | 議決権等の所有割合                         | 関連当事者との関係     | 取引の内容             | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-------------------------------------|-----------------------------------|---------------|-------------------|--------------|----|--------------|
| 役員  | 特定非営利活動法人<br>インデペンデントクラブ<br>(注)1    | —                                 | 役員<br>の<br>兼任 | 情報誌への広告掲載料(注)2    | 1,072        | —  | —            |
|     |                                     |                                   |               | イベント開催に係る業務委託(注)2 | 24,000       | —  | —            |
| 子会社 | The Independents Angel 投資事業有限責任組合   | (直接所有)<br>50.0%<br>(間接所有)<br>2.2% | 出資先           | 組合出資一部返還          | 5,276        | —  | —            |
|     |                                     |                                   |               | 配分益の分配            | 2,388        | —  | —            |
|     |                                     |                                   |               | 組合管理報酬の收受(注)3     | 7,034        | —  | —            |
| 子会社 | The Independents Angel 2号投資事業有限責任組合 | (直接所有)<br>82.1%                   | 出資先           | 組合出資一部返還          | 12,321       | —  | —            |
|     |                                     |                                   |               | 配分益の分配            | 6,160        | —  | —            |
|     |                                     |                                   |               | 組合管理報酬の收受(注)3     | 98,001       | —  | —            |
| 子会社 | KE 投資事業有限責任組合                       | (直接所有)<br>4.5%                    | 出資先           | 組合管理報酬の收受(注)3     | 1,157        | —  | —            |

(注)1. 当社の役員が業務執行を決定する権限の過半数を自己の計算において所有しておりますが、当社が実質的な影響力をもっているため、会社に準ずる事業体(当社グループ)との取引として記載しております。

2. 業務委託料及び広告掲載料については、取引内容を勘案し、両者協議の上決定しております。
3. 組合管理報酬、組合設立報酬は、組合契約に基づき決定しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 174円06銭
- (2) 1株当たり当期純利益 3円60銭

## 11. 重要な後発事象

当社は、令和6年1月25日開催の臨時株主総会において、TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請の件が承認され、令和6年2月26日に上場廃止となりました。

## 監査報告書

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

### 3. 追記事項

#### (重要な後発事象)

会社は、令和6年1月25日開催の臨時株主総会において、TOKYO PRO Market における会社株式の上場廃止申請の件が承認され、令和6年2月26日に上場廃止となりました。

令和6年3月4日

株式会社 Kips  
監査役 伊藤 浩平 ㊞

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 第18期(自令和5年1月1日至令和5年12月31日)計算書類承認の件

会社法第438条の定めにより計算書類の承認を求めるものであります。議案の内容は添付書類(10頁から19頁まで)に記載のとおりであります。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、令和6年1月25日にTOKYO PRO Marketの上場廃止申請を行い、令和6年2月26日に上場廃止となりました。これに関連し、定款を変更するものです。

- (1)本店所在地を変更するため、現行定款第3条の文言を変更するものです。
- (2)電子公告ができない場合の措置を変更するため、現行定款第4条の文言を変更するものです。
- (3)株式の譲渡制限に関する規定を設定するため、変更案第7条を新設するものです。
- (4)株式等の割り当てを受ける権利に関する規定を設定するため、変更案第8条を新設するものです。
- (5)TOKYO PRO Marketの上場廃止に伴い、現行定款第8条を削除するものです。
- (6)株主名簿管理人契約解除に伴い、現行定款第10条を削除するものです。
- (7)株主総会資料の電子提供制度を廃止するため、現行定款第17条を削除するものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款                                                                                              | 変更案                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                                           | 第1章 総 則                                                                                      |
| 第1条～第2条 (省略)                                                                                      | 第1条～第2条 (現行どおり)                                                                              |
| (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。                                                                | (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。                                                            |
| (公告の方法)<br>第4条 当社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由において電子公告による公告をすることができない場合は、 <u>日本経済新聞社</u> に掲載して行う。 | (公告の方法)<br>第4条 当社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由において電子公告による公告をすることができない場合は、 <u>宣報</u> に掲載して行う。 |
| 第5条 (省略)                                                                                          | 第5条 (現行どおり)                                                                                  |
| 第2章 株 式                                                                                           | 第2章 株 式                                                                                      |
| 第6条 (省略)                                                                                          | 第6条 (現行どおり)                                                                                  |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                            | <p><u>(株式の譲渡制限)</u><br/>第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。</p> <p><u>(株式等の割り当てを受ける権利を与える場合)</u><br/>第8条 当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割り当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は、新株予約権の割り当てを受ける権利を与える旨及び引き受けの申し込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。</p> |
| <p>第7条 (省略)</p> <p><u>(自己株式の取得)</u><br/>第8条 当社は、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</p>                                                                                                                                            | <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>第9条 (省略)</p> <p><u>(株主名簿管理人)</u><br/>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。<br/>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。<br/>3 当社の株主名簿の作成並びに備置きその他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>                                                     | <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>第11条 (省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (省略)</p>                                                                                                                                                                             | <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                    |
| <p><u>(株主総会資料の電子提供)</u><br/>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br/>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第4章 取締役、監査役及び取締役会</p> <p>第18条～第28条 (省略)</p> | <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役、監査役及び取締役会</p> <p>第17条～第27条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                   |

| 現行定款                                                             | 変更案                                                                     |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第5章 計 算</p> <p>第29条～第32条 (省略)</p> | <p style="text-align: center;">第5章 計 算</p> <p>第 28 条～第 31 条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 自己株式取得の件

株主の皆様には保有株式売却による現金化の機会をご提供するため、以下のとおり自己株式取得を行うことといたしました。

|                           |                                        |
|---------------------------|----------------------------------------|
| (1)取得対象株式の種類              | 当社普通株式                                 |
| (2)取得する株式の総数              | 345,000 株(上限)<br>(発行済株式総数に対する割合 9.25%) |
| (3)株式の取得価額の総額             | 70,035,000 円(上限)                       |
| (4)株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額 | 203 円                                  |
| (5)取得期間                   | 2024 年3月 28 日～2024 年4月 18 日            |

1株あたりの取得価格、203 円は、当社の 2023 年 12 月期の財務数値に基づき外部の公認会計士に株価算定を依頼した結果、当社の株価は 170 円～200 円であるとの算定をしていただいております。合理的な価格であると考えます。

当該通知を受領した株主の皆様からの株式の譲渡しの申込みのあった株式の数が、当該通知に記載する取得総数を上回った場合には、それぞれの株主の皆様から譲り受ける株式の数は、会社法第 159 条第 2 項に従って按分されることとなります。

以 上

MEMO